

最近公布された条例のあらまし

1. **奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（公布の日から施行）**

【担当課：人事課】

平成29年に給与制度の見直しを行った際の経過措置について、令和4年3月31日を期限とすることとしたため、所要の改正を行う。

2. **奈良市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例（公布の日から施行）**

【担当課：子ども育成課、福祉医療課】

子どもセンターの設置により本市で児童福祉法に基づく措置医療の決定を行うこととなることに際し、措置医療その他の国等の公費負担医療制度との適用関係を条例上明確化するため、医療費助成制度の対象者に関し所要の規定の整備を行う。

3. **奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（公布の日から施行）**

【担当課：住宅課】

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の趣旨に鑑み、常時介護を要する障害者に係る市営住宅の入居者資格を改定する。

4. **奈良市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）**

【担当課：人事課】

国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置に準じ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、所要の文言整理を行う。

5. **奈良市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年4月1日から施行）**

【担当課：保育総務課】

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用する。

6. **奈良市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和4年4月1日から施行）**

【担当課：保育所・幼稚園課】

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用する。

7. 奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：保育所・幼稚園課】

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用する。

8. 奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：保育所・幼稚園課】

保育に従事する担い手確保のため、朝夕等の児童が少数となる時間帯における職員配置に係る特例を適用するため、所要の改正を行う。

9. 奈良市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：障がい福祉課】

地域生活支援事業のうち雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を本市で実施するに当たり、当該事業における利用者の費用負担に係る規定を整備する。

10. 奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：国保年金課】

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置が講じられたため、所要の改正を行う。

11. 奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：スポーツ振興課】

石打コミュニティスポーツプールについて、利用者数が減少している現状で、施設の老朽化による改修には多額の費用が必要であり、同施設の運営が困難と判断したことから、同施設を廃止する。

12. なら・まほろば景観まちづくり条例の一部を改正する条例（令和4年7月1日から施行）

【担当課：都市計画課】

屋外広告物に係る規制を奈良市屋外広告物等に関する条例に移行することに伴う規定

の整備を行うほか、都市景観形成地区、都市景観形成基準及び届出制度の位置付けの見直しに伴う所要の規定の整備を行う。

13. 奈良市屋外広告物等に関する条例（公布の日、令和4年7月1日から施行）

【担当課：都市計画課】

奈良市景観計画の改正に伴い、屋外広告物に係る規制を本条例に一元化するほか、規制区域及び規制内容の再編、屋外広告物の安全点検の義務化等により、良好な屋外広告物の誘導を図る。

14. 奈良市公民館条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：地域教育課】

南部公民館東九条分館を移転する。

15. 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：企業局経営企画課】

都祁及び月ヶ瀬地域において、水道施設の増強と強靱化を進め、市内で統一的な給水サービスを実現するため、当該地域の給水区域を全域とする改正を行う。

16. 奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例（公布の日、令和4年10月1日から施行）

【担当課：企業局経営企画課、給排水課】

水道施設加算分担金制度の制定目的を達成したこと及び水道料金の特別計算を適用する施設が市内に存しないこととなったことから、両制度を廃止するため所要の改正を行う。

17. 奈良市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年4月1日から施行）

【担当課：医療政策課】

市立奈良病院において新たな専門医制度における内科専門医を育成し、確保していく上で、内科の診療科目を標榜する必要があるため、所要の規定の整備を行う。

18. 奈良市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（公布の日から施行）

【担当課：人事課】

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業管理者の期末手当の支給割合の改定等を行う。

19. 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（公布の日から施行）

【担当課：人事課】

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び特定任期付職員の期末手当の支給割合の改定等を行う。

20. 奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（公布の日、令和4年4月1日から施行）

【担当課：人事課】

会計年度任用職員の給料月額を常勤職員と同水準に引き上げるほか、奈良市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、会計年度任用職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う。

21. 奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例（公布の日から施行）

【担当課：議事調査課】

議会の議員の期末手当の支給割合の改定を行う。